あさひがおか

令和７年
１月号
豊田警察署
朝日丘交番
（0565）
35-0110

事件事故　緊急事案は　１１０番

１１０番は、警察官が一刻も早く駆け付けなければならない事件や事故などのための緊急通報専用電話です。

事件解決のキーワードは「すばやい通報」にあります。

次のように、人命や財産侵害のおそれのある危険な状況を見聞きしたり、当事者となってしまったときは、迷わず、落ち着いてすぐに１１０番通報してください。

皆さんからの「すばやい通報」が、人命や財産を守ることにつながり、事件解決へと導きます。

⚠こんなときは　すぐ１１０番！

〇強盗などの被害に遭った、目撃した。
〇ドロボウに遭った、逃げるのを目撃した。
〇ひったくりに遭った、逃げるのを目撃した。
〇見かけない人が家の中をのぞいている。
〇指名手配犯人とよく似た人を見かけた。
〇ひき逃げ事故に遭った、目撃した。
など

相談や困りごとは最寄りの警察署もしくは警察相談専用電話“＃９１１０”のご利用を！

法改正により自転車運転の罰則強化！

道路交通法改正により、自転車の運転に関するルールが変更され、令和６年11月１日に施行されました。

★「ながらスマホ」の禁止と罰則化
　６カ月以下の懲役または１０万円以下の罰金

★酒気帯び運転の罰則化
　３年以下の懲役または５０万円以下の罰金

自転車は“車両”です。
決められたルールをしっかり守り、交通事故防止を！

警察業務説明会随時開催中（要予約）～詳細は朝日丘交番もしくは豊田警察署警務課（採用担当）まで